

茨城労働局発表
令和7年8月29日（金）

【照会先】

茨城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 土井 昌利
労働衛生専門官 飯塚 則裕
(直通電話)029(224)6215

令和7年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

今年度のスローガンは

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

厚生労働省は、10月1日（水）から7日（火）まで、令和7年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で76回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取組の徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

今年度のスローガン「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」は、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されることを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

茨城労働局及び各労働基準監督署では、全国労働衛生週間を契機に、事業場における労働衛生活動の一層の促進を呼び掛けます。

- 資料No.2-1 第76回 全国労働衛生週間リーフレット
- 資料No.2-2 全国労働衛生週間準備打合せ会等 日程一覧（茨城県内）
- 資料No.2-3 令和7年度 茨城県産業安全衛生大会
- 資料No.2-4 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて